

12 雇用・社会参加促進

1 障害者の雇用促進

ハローワーク帯広（公共職業安定所）では、障害者の雇用促進のために、企業の求人開拓、職業相談、職業紹介、職業訓練の受講指示などを行っています。

(1) 職業相談・紹介	専門の担当官が障害者の相談を受け、職業紹介を行っています。
(2) 職場適応訓練	<p>障害者が、作業環境に適応しやすいように民間の企業で、一定期間訓練を受けることができます。また、この訓練を受ける期間は、訓練手当が支給されます。</p> <p>① 訓練期間 原則として6カ月以内（重度障害の場合は1年以内）</p> <p>② 訓練手当 1カ月平均 約109,233円</p> <p>※ 通所手当は、距離により別途支給になります。</p>
問 合 先	ハローワーク帯広（公共職業安定所） ～ 西5条南5丁目2 ☎23-8296 【部門コード43#】

2 障害者の就労サポート

様々な障害の方の就労に関する相談を受け、地域で就労生活を送るための支援をするセンターを開設しています。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> これから就労を目指す方 既に就職されている方で、継続的な支援が必要な障害のある方
1. 就 労 支 援	就労相談の後、様々な機関と連携し、場合によっては職場実習なども行い、就職に向けたお手伝いをします。また在職者の相談も受けています。
2. 企 業 支 援	障害のある方の就職準備段階から就職後の定着支援まで、各種制度の紹介や関係機関との連携調整をしながら、事業主に対して必要な支援をします。
3. 生 活 支 援	就労生活に伴う日常生活、金銭管理、余暇活動、その他いろいろなニーズに対して様々な機関と連携しながら相談、支援をします。
相 談 先	<p>十勝障がい者就業・生活支援センター だいち</p> <p>～ 西6条南6丁目3 ソネビル2階 ☎24-8989</p> <p>ホームページ：http://www.keisei-kai.jp/daichi/ FAX20-7367</p>

3 社会参加の促進

(1) 自動車運転免許取得費の助成制度

身体障害者の方が、仕事等のために自動車運転免許が必要な場合、経費の一部を助成します。

1. 対 象 者	身体障害者手帳 1～4級（障害の限定なし）
2. 助 成 額	100,000円以内（助成件数に限りがあります）
3. 申 請 先	(市) 障害福祉課 ～ 市役所1階 ☎65-4148 <u>※事前申請が必要です。</u>

(2) 自動車改造費の助成制度

重度の身体障害者の方が、仕事等のために自ら所有し運転する自動車の操行装置や駆動装置、車いす格納装置等を改造する場合に、経費の一部を助成します。

1. 対象者	重度の身体障害者（肢体不自由 1～2級）
2. 助成額	100,000円以内（助成件数に限りがあります）
3. 所得制限	身体障害者と扶養義務者に対する所得制限があります。
4. 申請先	(市) 障害福祉課 ～ 市役所1階 ☎65-4148 ※事前申請が必要です。

4 貸付資金制度

(1) 障害者用自動車の購入に必要な経費（生活福祉資金の貸付制度）

日常生活・社会参加の促進のため、障害者用自動車を購入する場合、資金を借りることができます。

1. 対象者	障害者世帯
2. 貸付限度額	2,500,000円
3. 償還期間等	据置期間 ～ 6ヵ月以内 償還期間 ～ 8年以内
4. 貸付利率	連帯保証人を立てる場合は無利子。立てない場合は年1.5%
5. 貸付対象	障害者が自ら運転、または障害者を通院及びリハビリに通院・通所の送迎をするために使用する自動車購入のため。
6. 貸付条件	① 購入条件 ・ガソリン車：排気量 2000cc以内 ・ディーゼル車：排気量 2500cc以内
	② 自動車を更新する場合の条件 ・原則として下記のいずれかを満たしていること。 a. 新車登録後5年以上経過している場合。 b. 走行距離が10万kmを超えている場合。
	③ 民生委員の相談支援を受けること。
7. 留意事項	貸付できない場合 ・他制度の貸付が利用可能な場合、他制度が優先となります。 ・すでに購入している場合。 ・貸付決定通知が届く前に購入した場合。 ・再貸付については、償還が完了していない場合。 ・購入車種は障害者の状態による利便性及びその車の必要性を考慮すること。
8. 申請先	(福) 帯広市社会福祉協議会 ～ 帯広市公園東町3丁目9-1 グリーンプラザ内 ☎21-2414

(2) 障害者等福祉用具購入経費の貸付・その他の生活福祉資金の貸付

盲人用ワープロ・電動式ギャッジベッド・オプチスコープなどの福祉機器の購入費用として生活福祉資金の貸付制度があります。その他、使途・目的に該当する場合、資金を借りることができます。

(他制度の貸付が利用可能な場合、他制度を優先して頂きます。)

【問合先】(福) 帯広市社会福祉協議会 ～ 帯広市公園東町3丁目9-1

グリーンプラザ ☎21-2414

(3) その他の貸付制度

(1) (2)の帯広市社会福祉協議会のほかに、(独)福祉医療機構には障害年金などを担保として生活資金を借りられる年金担保貸付事業や、労災年金を担保として借りられる労災年金担保貸付事業があります。

【問合せ先】(独)福祉医療機構 ~ ☎03-3438-0224

もしくは、申込窓口である各金融機関

13 発達支援・保育・教育等

1 発達支援

(1) 障害児通所支援事業

障害や発達に心配のある児童が、その子の発達の課題に応じた専門的な療育を受けることができます。

1. 対象児童	次のいずれかに該当する18歳未満の児童が対象 ① 発達に遅れや心配のある児童 ② 障害のある児童
2. 必要な書類	必要な書類等は、次のいずれか ・障害者手帳 ・医師の診断書 ・特別児童扶養手当等の証書 ・こども発達相談室の相談結果連絡票 ・その他、医師等の意見書など支援の必要性が確認できるもの
3. 利用者負担	※ 1ヶ月の利用者負担(自己負担)額 原則として、 ・10/100(1割負担) 所得に応じて負担上限月額があります。 そのほか、未就学の兄弟姉妹で第2子以降の多子軽減の制度があります。
4. 持参するもの	① 「2.必要な書類」の手帳等 ② その他必要な書類 1月1日現在、市内に居住していない場合は所得課税証明書、マイナンバーがわかるもの、その他
5. 申請先	(市)子育て支援課 ~ 東8条南13丁目1 保健福祉センター1階 ☎25-9700

(2) 事業の種類と内容

1. 児童発達支援センター <帯広あおぞら>	障害のある就学前の児童が毎日通い、日常生活の基本的な動作を身につけ、遊びや課題に応じた活動を楽しみながら集団生活に適應していきます。
2. 児童発達支援事業	障害や発達に心配のある幼児や就学していない児童に、個別の発達課題に応じた支援を受けることができます。
3. 放課後等 デイサービス事業	障害や発達に心配のある小・中・高校等に通学している児童に、個別の発達課題に応じた支援を受けることができます。
4. 保育所等 訪問支援事業	保育所、幼稚園、認定こども園等に通う児童が、集団生活への適應のために専門的な支援を受けることができます。
5. 居宅訪問型 児童発達支援事業	重度の障害の状態にあり、通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、自宅に訪問して発達を促すなどの支援を受けることができます。

(3) その他の発達支援（幼児ことばの教室・肢体不自由児機能訓練事業）

1. ことばの 相談事業	ことばやことばを含むコミュニケーションの発達に心配のある幼児の相談を受けることができます。	
	申 込 先	幼児ことばの教室 ～ 東8条南13丁目1 保健福祉センター 3階 ☎25-9727
2. 肢体不自由児 機能訓練事業 (にこにこるーむ)	運動発達に遅れや身体に障害のある幼児と保護者が、身体機能に働きかける遊びや生活に必要な情報の提供を受けることができます。	
	申 込 先	(市) 子育て支援課 ～ 東8条南13丁目1 保健福祉センター 1階 ☎25-9700

2 保育所による特別支援保育

集団保育可能で、心身の障害や発達に心配のあるおおむね3歳以上のお子さんを保育します。

1. 実施保育所(園)	全保育所(園)で実施しています。
2. 対 象 児 童	保育が必要で、かつ集団保育が可能で日々通所できる児童
3. 手 続 等	身体障害者手帳、療育手帳または専門医による診断書等が必要となります。
4. 申 込 先	(市) こども課 ～ 市役所3階 ☎65-4158 ※すでに通所している児童は、各保育所

3 保育料及び副食費の減免

市民税所得割課税額が77,101円未満で、世帯に障害児(者)がいる場合は、2号・3号認定こどもの保育料及び副食費が減免になる場合があります。

詳しくは下記の連絡先までお問い合わせください。

【問合せ先】(市) こども課～ 市役所3階 ☎65-4158

4 教育

障害の有無にかかわらず、全ての子どもは義務教育を受けることになっています。

障害のある子どもの教育にあたっては、帯広市教育支援委員会がその子どもの状況を把握し適切な就学先をアドバイスするほか、教育委員会が適切な指導や教育が行えるよう環境の整備を行っています。

また、教育にかかる経費の一部を支援する制度があります。

帯広市教育支援委員会では、対象となる子どもについて、教育、医学、心理学の各分野から観察、面接などを行い、障害の状況や必要な支援の内容等を把握した上で、適切な就学先のアドバイスをしています。

(1) 特別支援学級

市内の小学校や中学校には特別支援学級があります。

◎特別支援学級の設置状況

令和5年5月1日現在

学級区分	小学校		中学校	
	校数	学校名	校数	学校名
ア 知的	26	全校設置済	14	全校設置済
イ 自閉症・情緒	26	全校設置済	14	全校設置済
ウ 肢体不自由	1	豊成小	1	帯広第五中
エ 言語	—	(通級指導教室 帯広小・花園小・明和小)	—	—
オ 難聴	1	森の里小	2	帯広第二中、緑園中
カ 病弱・身体虚弱	4	(啓西小)・柏小・啓北小・川西小	2	(帯広第五中)、帯広第八中
キ 弱視	—	—	1	緑園中
計	実学校数 26		実学校数 14	

※大空学園義務教育学校の前期課程は小学校、後期課程は中学校に含む。

[特別支援教育就学奨励費]：教育にかかる経費の一部を支援する制度

- ① 上記(1)ア、ウ、オ、カ、キ(院内学級を除く)に通学する場合(保護者の所得により援助内容は異なる)
 - 学校給食費・通学費(本人分)・修学旅行費・学用品購入費等を支給
 - ※ ただし通学費は、校区内に居住し肢体不自由学級に在籍している場合等に支給
- ② 上記(1)エに通学する場合(言語の通級指導教室も含む)
 - 通学費(本人分)～バス代等実費相当額を支給
 - ※ ただし通学費は、校区内に特別支援学級がない場合等に支給

(2) 特別支援教育支援員の配置

① 生活介助員	<p>肢体不自由学級に通う子どもや車いすを使用している子どもなどのために生活介助員を配置し、教室間の移動や給食時の介助などの学校生活の手助けを行います。</p> <p>医療的ケアを必要とする子どもには、看護師資格を持つ生活介助員を配置しています。</p>
② 特別支援教育助手・補助員	<p>指示理解が伝わりにくい子どもへの声かけなど、授業がスムーズに行えるよう学級運営をサポートするため、特別支援教育助手と補助員を配置しています。</p> <p>特別支援教育助手は、主に特別支援学級のサポートを担当します。</p> <p>補助員は、生活介助員のように特定の子どもに配置するものではなく、支援が必要な子ども達に対して幅広いサポートを行います。</p>

(3) 特別支援学校

小学校や中学校にある特別支援学級のほかに、市内には特別支援学校があります。
教育経費の援助があります。

学 校 名	内 容	住 所	電 話
① 帯広盲学校	視覚に障害のある幼児児童生徒が通学（寄宿）しています。 3歳から小学校入学前の幼児も通うことができます。 0歳から乳幼児及び視覚に障害のある児童生徒の教育相談や、保護者、担当教員、関係機関職員等の相談も随時実施しています。	西25条南2丁目9-1	37-2028
② 帯広聾学校	聴覚に障害のある児童生徒が通学しています。 3歳から小学校入学前の幼児も通うことができます。 0歳から2歳児については乳幼児相談室を活用できます。	西25条南2丁目7-8	37-2017
③ 帯広養護学校	主に知的障害のある児童生徒が通学しています。 遠隔地からの通学が困難な児童生徒は、寄宿舎で生活し通学する場合があります。 また、障害が重く（独）国立病院機構帯広病院や自宅療養している児童生徒に対して、教員が訪問して教育を行っています。	西25条南2丁目7-3	37-6773

[教育経費の主な援助]

学校給食費・交通費（通学費、帰省費）・寄宿舎経費・修学旅行費・学用品購入費・他
（上記①～③は、幼稚部・小学部・中学部に分かれ、対象となるものが多少異なります。）
保護者の世帯の経済的状況、家族構成等に応じて、支給割合等は異なります。

(4) 高等部及び高等養護学校

上記（1）（3）を卒業後、高校にあたる高等部又は高等養護学校へ進学できます。

道内の主な高等部・ 高等養護学校	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由 ～ 北海道岩見沢高等養護学校 他 ・知的障害～ 北海道中札内高等養護学校（本校、幕別分校） 北海道帯広養護学校高等部 北海道新得高等支援学校 他 ・病 弱 ～ 北海道手稲養護学校三角山分校、 札幌市立山の手養護学校 ・視覚障害～ 北海道札幌視覚支援学校高等部 ・聴覚障害～ 北海道高等聾学校
---------------------	--

[教育経費の主な援助]

教科用図書購入費・学校給食費・交通費（通学費、帰省費）・寄宿舎経費・学用品購入費・修学旅行費 他